

# 令和3年度第3回 柏市地域包括支援センター運営協議会

## 参考資料

- 1 令和3年度柏市地域包括支援センター事業評価指標及び評価基準  
…2～8ページ
- 2 令和3年度柏市地域包括支援センター事業評価アンケート調査票  
…9～11ページ
- 3 【柏市】令和2年度の国が実施する全国統一の事業評価結果  
…12～14ページ
- 4 【柏市地域包括支援センター】令和2年度の国が実施する全国統一の  
事業評価結果 …15～17ページ
- 5 令和4年度柏市地域包括支援センター運営方針新旧対照表  
…18～21ページ
- 6 令和4年度柏市地域包括支援センター運営方針(案)  
…22～28ページ
- 7 令和4年度柏市地域包括支援センター業務委託仕様書新旧対照表  
…29～31ページ
- 8 令和4年度柏市地域包括支援センター業務委託仕様書(案)  
…32～43ページ
- 9 介護予防支援及び総合事業に係るケアマネジメント業務の委託につ  
いて …44～45ページ

# 令和3年度柏市地域包括支援センター事業評価指標及び評価基準

【評価定義】 3：成果基準を含め実施できた 2：評価基準どおり実施できた（標準） 1：実施できなかった

## 1. 組織・運営体制等

### (1) 組織・運営体制

No	評価指標	評価基準
1	市町村が定める運営方針の内容に沿って、センターの事業計画を策定しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>紙面等で策定されている。</li> <li>事業計画の策定に当たっては、各職種の専門性を反映できるよう、職員全員で検討し共有を図っている。</li> </ul>
2	事業計画の策定に当たって、市町村と協議し、市町村から受けた指摘がある場合、これを反映しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>協議の方法等は問わない。※地域担当職員により内容の確認や意見交換実施</li> <li>協議の記録（協議内容に関する議事メモ等）が残されている。</li> </ul>
3	市町村の支援・指導の内容により、逐次、センターの業務改善が図られているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村からの支援・指導のあった都度、センターの業務改善が図られている。</li> </ul>
4	市町村が設置する定期的な連絡会合に、毎回、出席しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則的に毎回出席している。（出席を予定していた連絡会合に、虐待対応など緊急対応のため出席できないことがあった場合は除く）※定期的な連絡会合とは、センター長会議・医療職会議・認知症地域支援推進員会議・社会福祉士会議・主任介護支援専門員会議等</li> </ul>
5	市町村から、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報の提供を受けているか。 ①担当圏域の高齢者人口 ②担当圏域の高齢者のみの世帯数 ③介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等の各種住民アンケート結果 ④要介護等認定者数やサービス利用状況等の介護保険に係る情報 ⑤民生委員や地域のサロン運営者等地域の関係団体情報 ⑥地域の社会資源に関する情報 ⑦その他ニーズ把握に必要な情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>左の7つの情報のうち、3つ以上提供されている。</li> <li>データ、書面、システム等で提供されている。</li> </ul>
6	把握した担当圏域の現状やニーズに基づき、センターの取組における重点項目を設定しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>重点業務を定めた検討の記録（検討に関する会議のメモ等）が残されている。</li> <li>重点活動の設定（事業計画への位置づけ）に当たっては、地域特性を把握するためのデータ分析や地域ケア会議等での地域住民との共有・検討等を踏まえ、設定するものとする。</li> </ul>
7	三職種（それぞれの職種の準ずる者は含まない）を配置しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>三職種（主任介護支援専門員・社会福祉士・保健師）がそれぞれ1名以上配置されている。</li> <li>市の職員配置基準を満たしている。※準ずる者を含む。</li> <li>やむを得ず、変更があった場合には、利用者や関係者等に配慮し適正に引き継ぎ、概ね3ヶ月以内に補充できている。</li> <li>所内ミーティング等を計画的に開催し三職種で情報共有している。※方法・回数問わない</li> </ul>
8	市町村から、年度当初までに、センター職員を対象とした研修計画が示されているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>主催者、研修内容・時間数は問わない。</li> <li>評価実施年度の4月末までにセンターに示されている。※4月のセンター長会議にて実施時期について説明</li> </ul>
9	センターに在籍する全ての職員に対して、センターまたは受託法人が、職場での仕事を離れての研修（Off-JT）を実施しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>主催者、研修内容・時間数は問わない。</li> <li>外部研修の成果をセンター内で共有する機会や、職場内での研修機会を設けている。※方法・内容・回数は問わない、法人主催は職場外とみなす</li> </ul>
10	夜間・早朝の窓口（連絡先）を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>窓口の設置のほか、緊急連絡先の設定等でも「窓口（連絡先）の設置」とみなす。例えば、携帯電話等へ電話転送を行っている場合についても、「窓口（連絡先）の設置」とみなす。</li> </ul>
11	平日以外の窓口（連絡先）を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>窓口の設置のほか、緊急連絡先の設定等でも「窓口（連絡先）の設置」とみなす。例えば、携帯電話等へ電話転送を行っている場合についても、「窓口（連絡先）の設置」とみなす。</li> <li>※土曜日相談実施。リーフレットやホームページで周知。</li> </ul>
12	パンフレットの配布など、センターの周知を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>少なくともパンフレットの配布により周知を行っている。</li> <li>※市作成リーフレットのほか包括独自のパンフレットや包括だより等</li> </ul>

## 令和3年度柏市地域包括支援センター事業評価指標及び評価基準

【評価定義】 3：成果基準を含め実施できた 2：評価基準どおり実施できた（標準） 1：実施できなかった

### (2) 個人情報の管理

No	評価指標	評価基準
13	個人情報保護に関する市町村の取扱方針に従って、センターが個人情報保護マニュアル（個人情報保護方針）を整備しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・データまたは紙面で整備されている。</li> </ul> ※市の取扱方針は、柏市個人情報保護条例、医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスの等の情報提供
14	個人情報が漏えいした場合の対応など、市町村から指示のあった個人情報保護のための対応を、各職員へ周知しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・データまたは紙面で整備されている。</li> </ul>
15	個人情報の保護に関する責任者を配置しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常勤で配置されている。なお、専従・兼務の別は問わない。</li> </ul>
16	個人情報の持出・開示時は、管理簿への記載と確認を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・持出や開示に備え、個人情報の取扱いについて整理の上、データまたは書面を整備し、持出・開示時に適正に処理されている。※仕様書に定めあり</li> </ul>

### (3) 利用者満足度の向上

No	評価指標	評価基準
17	市町村の方針に沿って、苦情対応体制を整備し、苦情内容や苦情への対応策について記録しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・データまたは紙面で整備されている。</li> <li>・記録された対応策について、センター内で改めて共有する機会をもち、再発防止に努めている。</li> </ul>
18	センターが受けた介護サービスに関する相談について、市町村に対して報告や協議を行う仕組みが設けられているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告の仕組みや会議の開催の仕組み等を導入している。</li> <li>・介護サービスに関する相談には、介護に関する幅広い相談や苦情も含む。</li> </ul>
19	相談者のプライバシー確保に関する市町村の方針に沿い、プライバシーが確保される環境を整備しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個室やパーティションの設置により、相談者のプライバシーが確保されている。</li> </ul>

令和3年度柏市地域包括支援センター事業評価指標及び評価基準

【評価定義】 3：成果基準を含め実施できた 2：評価基準どおり実施できた（標準） 1：実施できなかった

2. 個別業務

(1) 総合相談支援業務

No	評価指標	評価基準
20	地域における関係機関・関係者のネットワークについて、構成員・連絡先・特性等に関する情報をマップまたはリストで管理しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護サービス事業者・医療機関・民生委員いずれの情報も管理している。</li> <li>・データまたは紙面で整備されており、逐次見直しを行っている。</li> <li>・地域課題や地域特性に合致した情報を整理・集約し、市民や地域関係者に配布し、活用されている。※活用方法は問わない</li> </ul> <p><b>（成果基準）地域資源マップへ新しい情報項目を追加する等により、今まで以上に活用ができ、地域住民・関係者からよい評価が得られた等、具体的な成果がある。</b></p>
21	相談事例の終結条件を、市町村と共有しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談事例の終結条件とは、「相談者の主訴が解決し、主訴以外の困難な問題がない場合」「センター以外の適切な機関に繋げ、適切な引き継ぎが確認された場合」「後見人が選任された場合」「虐待の解消及び再燃リスクが消失した場合」等、受けた相談事例の進捗管理を行うために、市町村とセンターが共通の条件を定めること。</li> <li>・相談事例の終結条件を定め、データまたは紙面で整備されている。</li> </ul>
22	相談事例の分類方法を、市町村と共有しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談内容の類型化、経年分析等、整理手法は問わない。</li> <li>・データまたは紙面で整備されている。</li> </ul>
23	1年間の相談件数を市町村に報告しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合相談実績を報告している。</li> </ul>
24	相談事例の解決のために、市町村への支援を要請し、その要請に対し市町村から支援があったか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村とセンターが対応が困難な相談事例等への対処について、日頃から連携体制を構築している。</li> <li>・対応実績があった場合のみ、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。</li> <li>・ワンストップ相談窓口として、的確に状況を把握し、センター内で共有の上、緊急性の有無やモニタリングの要否を判断し、適切なサービス・機関を紹介できる体制を整えている。</li> </ul> <p><b>（成果基準）地域包括支援センター利用者・関係機関アンケート調査結果において、満足度に関する項目について、市が定める指標以上の満足度である。</b></p>
25	家族介護者からの相談について、相談件数や相談内容を記録等に残して取りまとめているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談件数・相談内容の把握方法や取りまとめの方法については問わない。※総合相談実績報告のとおり</li> </ul> <p><b>（成果基準）取りまとめた相談内容や情報を分析し、抽出した課題を取りまとめ市民や関係者と共有している。また、事業計画に位置づけ、課題解決に向け取り組んでいる。</b></p>

令和3年度柏市地域包括支援センター事業評価指標及び評価基準

【評価定義】 3：成果基準を含め実施できた 2：評価基準どおり実施できた（標準） 1：実施できなかった

(2) 権利擁護業務

No	評価指標	評価基準
26	成年後見制度の市町村長申し立てに関する判断基準が、市町村から共有されているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・データまたは紙面で共有されている。</li> <li>・センター職員全員が成年後見制度の適切な説明ができ、専門医の受診に向けHDS-R及びMMS E等の実施により、成年後見制度の活用等、適切な支援に繋いでいる。</li> <li>・成年後見制度に関する普及啓発を行っている。※方法・回数は問わない</li> </ul>
27	高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れについて、市町村と共有しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対応の流れを明確にするためにフローチャート形式で整理するなど、データまたは紙面で整備されている。</li> <li>・センター職員全員が、高齢者虐待についてその定義や種類、センターの役割や支援方法について理解し、三職種によるチームアプローチができています。</li> <li>・本人だけでなく養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な方策をとっている。</li> </ul> <p><b>(成果基準)</b> 高齢者虐待防止法についてセンター職員が理解し、虐待の終結に向け、速やかな帳票の提出や対応ができ、前年1月～12月の対応について、概ね8割が4か月以内に終結している。(A・B票⇒相談及び通報等から原則24時間(休日を除く)、C・D票⇒コア会議開催前、E・F票⇒会議開催後から1週間とするが、コア会議(E票)後に2週間以内にケース会議を行う場合は3週間 ※コア会議の開催は、相談及び通報等から3週間以内として取り扱う。)</p>
28	センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前年度に実績が無い場合、速やかに対応策が検討できる体制を整備している。※ケース以外の虐待対応コア会議・評価会議等で実施</li> <li>・虐待防止と早期発見に繋げるための普及啓発を行っている。※方法・回数は問わない</li> </ul>
29	消費者被害に関し、センターが受けた相談内容について、消費生活に関する相談窓口または警察等と連携の上、対応しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談内容に関する記録がデータまたは紙面で整備され、消費生活センターや警察、防災安全課(警察出向者在籍有)との連携が記録で確認できる。</li> </ul>
30	消費者被害に関する情報を、民生委員・介護支援専門員・ホームヘルパー等へ情報提供する取組を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少なくとも民生委員に対し情報提供し、取組内容に関する記録がデータまたは紙面で整備されている。</li> <li>・消費者被害防止のための普及啓発を行っている。※方法・回数は問わない</li> </ul>

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

No	評価指標	評価基準
31	担当圏域における居宅介護支援事業所のデータ(事業所ごとの主任介護支援専門員・介護支援専門員の人数等)を把握しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・把握した情報を、データまたは紙面で提供している。</li> <li>・データ収集にあたっては、担当圏域の居宅介護支援事業所や介護支援専門員との面談等を行っている。</li> </ul>
32	介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を策定し、年度当初に指定居宅介護支援事業所に示しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・データまたは紙面で提供している。</li> </ul>
33	介護支援専門員に対するアンケート・意見収集等についての市町村からの情報提供や、市町村による研修会の内容等を踏まえ、地域の介護支援専門員のニーズや課題に基づく事例検討会や、個別事例を検討する地域ケア会議等を開催しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開催状況について、データまたは紙面で整備している。</li> <li>・地区別研修会の参加者アンケートにて、「理解した」割合は、市が定める指標以上の割合である。</li> </ul> <p><b>(成果基準)</b> 介護支援専門員のニーズや課題について把握するために、センター独自の取り組みを行い、介護支援専門員の質の向上について具体的な成果がある。</p>
34	担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者(例：医療機関や地域における様々な社会資源など)との意見交換の場を設けているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づくものであれば主催は問わない。</li> <li>・ただし、地域ケア会議は含まない。</li> </ul>
35	介護支援専門員が円滑に業務を行うことができるよう、地域住民に対して介護予防・自立支援に関する意識の共有を図るための出前講座等を開催しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民に対し、介護予防・自立支援に関する講座や普及啓発を行い、意識の共有を図っている。※方法・回数は問わない</li> </ul>
36	介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談内容の「整理・分類」と「経年的件数把握」を行っている。なお、経年的とは概ね3年程度とする。</li> <li>※総合相談実績報告にて把握</li> <li>・介護支援専門員からの支援困難事例等の相談に対して、他の職種や関係機関と連携し、指導や助言等を行っている。</li> <li>・把握した相談内容を分析し、センター内で共有の上、当該分析に基づき支援策を講じている。</li> </ul>

令和3年度柏市地域包括支援センター事業評価指標及び評価基準

【評価定義】 3：成果基準を含め実施できた 2：評価基準どおり実施できた（標準） 1：実施できなかった

(4) 地域ケア会議

No	評価指標	評価基準
37	地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュール等を盛り込んだ開催計画が市町村から示されているか。	・地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議いずれについても、その開催計画が策定され、データまたは紙面にて市町村からセンターに示されている。
38	センター主催の地域ケア会議の運営方針を、センター職員・会議参加者・地域の関係機関に対して周知しているか。	・センター職員・会議参加者・地域の関係機関のいずれにもデータまたは紙面で周知している。
39	センター主催の地域ケア会議において、個別事例について検討しているか。	・地域ケア個別会議を仕様書に定められた回数以上開催し、地域課題の発見・検討に向けた課題の積み上げや深掘ができています。
40	センター主催の地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ケア会議として位置づけられているものが対象</li> <li>・多職種から受けた助言などを生かし対応策を講じることとし、対応策とは具体的には以下のものをいう。</li> <li>・課題の明確化</li> <li>・長期・短期目標の確認</li> <li>・優先順位の確認</li> <li>・支援や対応及び支援者や対応者の確認等</li> <li>・モニタリング方法の決定</li> <li>※ 1 確認とは見直しも含む</li> <li>※ 2 「多職種」には、民生委員や自治会の役員等、医療・福祉専門職以外も含む。</li> </ul>
41	市町村から示された地域ケア会議における個人情報の取扱方針に基づき、センターが主催する地域ケア会議で対応しているか。	・個人情報の取扱方針に基づき対応している。
42	センター主催の地域ケア会議において、議事録や検討事項をまとめ、参加者間で共有しているか。	・議事録等をデータまたは紙面でまとめ、共有している。
43	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングしているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリングとは、地域ケア会議の結果を踏まえた実施状況の把握をいう。</li> <li>・会議においてモニタリングが必要とされた事例の全てにおいて実施している。</li> </ul>
44	センター主催の地域ケア会議において、地域課題に関して検討しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域課題について、地域ケア個別会議や地域ケア推進圏域会議にて地域住民と共有している。</li> <li><b>（成果基準）地域ケア推進圏域会議にて検討した結果、具体的な地域資源の開発等につながっている。</b></li> </ul>
45	センター主催の地域ケア会議における検討事項をまとめたものを、市町村に報告しているか。	・地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議いずれについても、データまたは紙面で検討事項をまとめたものを共有している。

令和3年度柏市地域包括支援センター事業評価指標及び評価基準

【評価定義】 3：成果基準を含め実施できた 2：評価基準どおり実施できた（標準） 1：実施できなかった

(5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援

No	評価指標	評価基準
46	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関し、市町村から示された基本方針を、センター職員及び委託先の居宅介護支援事業所に周知しているか。	・基本方針には、自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントに関して、基本的な考え方、ケアマネジメントの種類、実施の手順、具体的なツール（興味・関心チェックシート等）及び多職種の視点（地域ケア会議等）の活用について全て記載され、共有されている。※介護予防支援・介護予防ケアマネジメントマニュアル <b>（成果基準）自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントに関して、センター独自の取り組みを行ない、具体的な成果がある。</b>
47	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源を位置づけたことがあるか。	・ケアプラン作成において地域の社会資源を位置づけたことがある。※保険給付、サービスA・B・Cを除く ・センター全職員が介護予防・生活支援サービスの内容や事業所等について把握している。
48	利用者のセルフマネジメントを推進するため、市町村から示された支援の手法を活用しているか。	・介護予防手帳に限らず利用者自身のセルフマネジメントに資する手法が市町村から提示されそれを活用している。 ※介護予防支援・介護予防ケアマネジメントマニュアル <b>（成果基準）セルフマネジメントを推進するための具体策を講じ、要支援者等が状態改善・自立になった事例がある。</b>
49	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定の公平性・中立性確保のための指針が市町村から示されているか。	・委託の有無にかかわらず、指針を作成し、紙面またはデータで共有されていることを評価の対象とする。 ※介護予防支援及び総合事業に係るケアマネジメント業務委託指針
50	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託した場合は、台帳への記録及び進行管理を行っているか。	・委託進捗管理表を作成して管理している。 ・ケアプランチェックリストを用いてケアプランチェックを行っている。

3. 事業間連携（社会保障充実分事業）

No	評価指標	評価基準
51	医療関係者と合同の事例検討会に参加しているか。	・在宅医療・介護連携推進事業による実施かは問わない。※顔の見える関係会議、事例検討会等
52	医療関係者と合同の講演会・勉強会等に参加しているか。	・在宅医療・介護連携推進事業による実施かは問わない。
53	在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口に対し、相談を行っているか。	・在宅医療・介護連携について、相談対応や情報提供・普及啓発を行っている。
54	認知症初期集中支援チームと訪問支援対象者に関する情報共有を図っているか。	・認知症初期集中支援事業の訪問支援対象者の情報（事例の経過や支援結果など）について、センターから認知症初期集中支援チーム員に情報提供した事例のほか、チーム員が直接得た情報についても、センター内で共有している。
55	生活支援コーディネーター・協議体と地域における高齢者のニーズや社会資源について協議をしているか。	・支えあい推進員及び支えあい会議いずれとも協議している。 <b>（成果基準）支えあい推進員と連携し、具体的な資源開発等を行っている。</b>

令和3年度柏市地域包括支援センター事業評価指標及び評価基準

【評価定義】 3：成果基準を含め実施できた 2：評価基準どおり実施できた（標準） 1：実施できなかった

4. 柏市独自指標

(1) 認知症施策の推進

No	評価指標	評価基準
56	認知症対応ガイドブック等を活用した相談対応や認知症の正しい理解のための普及啓発等を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かしわ認知症対応ガイドブックを配布し啓発を行っている。</li> <li>・世界アルツハイマーデー（9月中）に啓発を行っている。※方法・回数は問わない</li> </ul> <p><b>（成果基準）</b> アルツハイマーデー以外で、センター独自に創意工夫し、啓発を行っている。</p>
57	認知症サポーター養成講座の周知を行い、望ましい対象者や団体（小・中学校、店舗・事業所等）に積極的に働きかけ、登録したキャラバンメイトと協力して対象者にあわせ講座内容を工夫して開催しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症サポーター養成講座を開催している。</li> </ul> <p><b>（成果基準）</b> 今まで講座を行っていない団体や店舗・事業所に対し働きかけ、講座を開催し見守り体制を構築している。</p>
58	認知症の人や家族のニーズ、及び地域特性を活かして認知症介護者交流会や認知症カフェ等を開催し、オレンジフレnds等と連携して認知症の人とその家族を地域で支える環境づくりに努めているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知介護者交流会や認知症カフェを仕様書に定められた回数以上開催している。</li> </ul> <p><b>（成果基準）</b> ボランティア（オレンジフレnds含む）主催のカフェ等、認知症のかた等を地域で支える自主的な活動へつながっている。</p>
59	かしわオレンジSOSネットワーク事業推進のため、「カシワニオレンジステッカー」事業所や「かしわオレンジSOSネットワーク」協力事業所、メール配信サービスの登録をすすめ、地域関係者と連携した地域の見守り体制の構築に努めているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「かしわオレンジSOSネットワーク」協力事業所に登録した新たな事業所がある。</li> <li>・認知症サポーター養成講座時にメール配信サービス登録を案内している。</li> </ul>
60	認知症の状態に応じて適切なサービスが提供されるよう医療機関、サービス事業者、介護支援専門員等の関係者と連携して支援しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症・または疑いのある方を一覧にし、支援状況や緊急連絡先の把握を行っている。</li> </ul> <p><b>（成果基準）</b> 状態別に対応方法を設定し、関係者と連携した支援を行っている。</p>

(2) 一般介護予防事業

No	評価指標	評価基準
61	フレイルチェック講座や総合相談等を通じ、フレイル予防が必要とされる高齢者を把握しているか。また、専門職による支援や、地域での活動に繋げる等、フレイル予防に取り組んでいるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・元気な高齢者からフレイルリスクのある高齢者まで幅広い高齢者を対象とした、小圏域ごとのフレイルチェック講座を開催している。</li> </ul> <p><b>（成果基準）</b> センター独自の工夫により、継続的なフレイル予防の取り組みの支援を行い、状態の改善につなげている。</p>
62	フレイル予防の重要性や一般的な知識、フレイル予防事業に関する情報をセンター内で共有し、全ての職員が機を見て積極的に普及啓発を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フレイル予防ポイントの活用等により、地域の住民へフレイル予防の普及啓発を行っている。※方法・回数は問わない</li> </ul>
63	地域分析を行い、地域の特性に沿ったフレイル予防を推進しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の通いの場やサロン、フレイル予防自主サークル等の活動状況の把握している。</li> </ul> <p><b>（成果基準）</b> 地域活動組織の立ち上げやコロナ禍に応じた代替手段により、フレイル予防を推進している。</p>



# 地域包括支援センターに関するアンケート

利用者

※質問内容に該当するものひとつにレ点を入れてください。主観でお答えください。

対象期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日です。

令和4年●月●日までに、返信用封筒にて返送をお願いいたします。

## 1. 職員の説明はわかりやすかったですか？

- とてもわかりやすい       ある程度わかりやすい       普通       ややわかりにくい       わかりにくい

※回答された理由についてお聞かせください

## 2. 対応の迅速さはいかがでしたか？

- 十分に迅速       ある程度迅速       普通       やや遅かった       遅かった

※回答された理由についてお聞かせください

## 3. センターの対応は満足できるものでしたか？

- 十分満足       ある程度満足       普通       やや不満       不満

※回答された理由についてお聞かせください

## 4. その他、ご意見がありましたらご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

# 地域包括支援センターに関するアンケート

民生委員児童  
委員協議会

※質問内容に該当するものひとつにレ点を入れてください。主観でお答えください。

対象期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日です。

## 1. 地域包括支援センターと関わったことはありますか？

ある⇒下記の設問にご協力ください。  ない⇒アンケートは終了です。

## 2. 当アンケートにおいて対象とする地域包括支援センターを1つお選びください。

柏北部  柏北部第2  北柏  北柏第2  
 柏西口  柏西口第2  柏東口  柏東口第2  
 光ヶ丘  柏南部  柏南部第2  沼南

## 3. 職員の説明はわかりやすかったですか？

とてもわかりやすい  ある程度わかりやすい  普通  ややわかりにくい  わかりにくい

※回答された理由についてお聞かせください

## 4. 対応の迅速さはいかがでしたか？

十分に迅速  ある程度迅速  普通  やや遅かった  遅かった

※回答された理由についてお聞かせください

## 5. センターのあなた様への対応は満足できるものでしたか？

十分満足  ある程度満足  普通  やや不満  不満

※回答された理由についてお聞かせください

## 6. その他、ご意見がありましたらご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

# 地域包括支援センターに関するアンケート

関係機関

※質問内容に該当するものひとつにレ点を入れてください。主観でお答えください。

対象期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日です。

## 1. 地域包括支援センターと関わったことはありますか？

ある⇒下記の設問にご協力ください。  ない⇒アンケートは終了です。

## 2. 当アンケートにおいて対象とする地域包括支援センターを1つお選びください。

※複数のセンターについて回答する場合は、アンケートを必要枚数コピーしてください。

柏北部  柏北部第2  北柏  北柏第2  
 柏西口  柏西口第2  柏東口  柏東口第2  
 光ヶ丘  柏南部  柏南部第2  沼南

## 3. 職員の説明はわかりやすかったですか？

とてもわかりやすい  ある程度わかりやすい  普通  ややわかりにくい  わかりにくい

※回答された理由についてお聞かせください

## 4. 対応の迅速さはいかがでしたか？

十分に迅速  ある程度迅速  普通  やや遅かった  遅かった

※回答された理由についてお聞かせください

## 5. センターの対応は満足できるものでしたか？

十分満足  ある程度満足  普通  やや不満  不満

※回答された理由についてお聞かせください

## 6. その他、ご意見がありましたらご記入ください。

ご協力ありがとうございました。(FAX送信先：04-7167-8381)

【柏市】 令和2年度の国が実施する全国統一の事業評価結果

市町村指標		柏市	全国市町村平均	千葉県市町村平均
<b>1 組織・運営体制等</b>				
<b>(1) 組織運営体制</b>				
1	Q19 運営協議会での議論を経て、センターの運営方針を策定し、センターへ伝達しているか。	○	71.2%	83.3%
2	Q20 年度ごとのセンターの事業計画の策定に当たり、センターと協議を行っているか。	○	75.0%	79.6%
3	Q21 前年度における運営協議会での議論を踏まえ、センターの運営方針、センターへの支援・指導の内容を改善したか。	○	48.5%	50.0%
4	Q22 市町村とセンターの間の連絡会合を、定期的に開催しているか。	○	85.8%	79.6%
5	Q23 センターに対して、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報を提供しているか。	○	96.7%	98.1%
6	Q24 センターに対して、介護保険法施行規則に定める原則基準に基づく3職種の配置を義務付けているか。	○	92.4%	92.6%
7	Q25 センターにおいて、3職種（それぞれの職種の準ずる者は含まない）が配置されているか。	○	75.0%	64.8%
8	Q26 センターの3職種（準ずる者含む）一人当たり高齢者数（圏域内の高齢者数/センター人員）の状況が1,500人以下であるか。	×	59.9%	38.9%
9	Q27 センター職員の資質向上の観点から、センター職員を対象とした研修計画を策定し、年度当初までにセンターに示しているか。	○	48.5%	48.1%
10	Q28 センターに対して、夜間・早朝の窓口（連絡先）の設置を義務付けているか。	○	74.8%	81.5%
11	Q29 センターに対して、平日以外の窓口（連絡先）の設置を義務付けているか。	○	78.1%	83.3%
12	Q30 市町村の広報紙やホームページなどでセンターの周知を行っているか。	○	96.0%	100.0%
13	Q31 介護サービス情報公表システム等において、センターの事業内容・運営状況に関する情報を公表しているか。	○	84.4%	96.3%
平均点数・個数		12	9.9	
平均点数・%		92.3%	75.9%	76.6%
<b>(2) 個人情報の保護</b>				
14	Q32 個人情報保護に関する市町村の取扱方針をセンターに示しているか。	○	93.5%	94.4%
15	Q33 個人情報が漏えいした場合の対応など、センターが行うべき個人情報保護の対応について、センターへ指示しているか。	○	81.7%	87.0%
16	Q34 センターからの個人情報漏えい等の報告事案に対し、対応策を指示・助言しているか。	○	89.7%	88.9%
平均点数・個数		3	2.6	
平均点数・%		100.0%	88.3%	90.1%
<b>(3) 利用者満足向上</b>				
17	Q35 苦情内容の記録等、苦情対応に関する市町村の方針をセンターに示しているか。	○	82.9%	83.3%
18	Q36 センターが受けた介護サービスに関する相談について、センターから市町村に対して報告や協議を受ける仕組みを設けているか。	○	95.8%	96.3%
19	Q37 相談者のプライバシーが確保される環境整備に関する市町村の方針をセンターに示しているか。	○	79.3%	85.2%
平均点数・個数		3	2.6	
平均点数・%		100.0%	86.0%	88.3%
1 組織運営体制等 計 点数：個数		18	15.1	
1 組織運営体制等 計 点数：%		94.7%	79.4%	80.6%

市町村指標		柏市	全国市町村平均	千葉県市町村平均	
<b>2 個別業務</b>					
<b>(1) 総合相談支援業務</b>					
20	Q38	市町村レベルの関係団体（民生委員等）の会議に、定期的に参加しているか。	○	83.1%	85.2%
21	Q39	センターと協議しつつ、センターにおいて受けた相談事例の終結条件を定めているか。	○	50.5%	57.4%
22	Q40	センターにおける相談事例の分類方法を定めているか。	○	90.1%	96.3%
23	Q41	1年間におけるセンターの相談件数を把握しているか。	○	98.4%	100.0%
24	Q42	センターからの相談事例に関する支援要請に対応したか。	○	96.8%	98.1%
25	Q43	センターが対応した家族介護者からの相談について、相談件数・相談内容を把握しているか。	○	90.1%	85.2%
		平均点数・個数	6	5.1	
		平均点数・%	100.0%	84.8%	87.0%
<b>(2) 権利擁護業務</b>					
26	Q45	成年後見制度の市町村長申し立てに関する判断基準をセンターと共有しているか。	○	80.8%	81.5%
27	Q46	高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れを整理し、センターと共有しているか。	○	92.3%	87.0%
28	Q47	センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討しているか。	○	94.5%	88.9%
29	Q48	消費生活に関する相談窓口及び警察に対して、センターとの連携についての協力依頼を行っているか。	○	82.0%	79.6%
		平均点数・個数	4	3.5	
		平均点数・%	100.0%	87.4%	84.3%
<b>(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務</b>					
30	Q49	日常生活圏域ごとの居宅介護支援事業所のデータを把握し、センターに情報提供しているか。	○	80.4%	70.4%
31	Q50	センターと協議の上、センターが開催する介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を作成しているか。	○	71.6%	74.1%
32	Q51	介護支援専門員を対象に、包括的・継続的ケアマネジメントを行うための課題や支援などに関するアンケートや意見収集等を行い、センターに情報提供を行っているか。	○	51.7%	51.9%
33	Q52	地域の介護支援専門員の実践力向上を図ることなどを目的とした、地域ケア会議や事例検討等を行うことができるように、センター職員を対象とした研修会を開催しているか。	○	55.0%	53.7%
34	Q53	介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者との意見交換の場を設けているか。	○	81.4%	68.5%
35	Q54	センターが介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握しているか。	○	75.4%	81.5%
		平均点数・個数	6	4.2	
		平均点数・%	100.0%	69.2%	66.7%

市町村指標		柏市	全国市町村平均	千葉県市町村平均
<b>(4) 地域ケア会議</b>				
36	Q55 地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュールを盛り込んだ開催計画を策定し、センターに示しているか。	○	68.8%	63.0%
37	Q55 地域の医療・介護・福祉等の関係者に、策定した地域ケア会議の開催計画を周知しているか。	○	55.8%	50.0%
38	Q56 センター主催の地域ケア会議の運営方法や、市町村主催の地域ケア会議との連携に関する方針を策定し、センターに対して周知しているか。	○	67.5%	70.4%
39	Q59 センター主催の個別事例について検討する地域ケア会議に参加しているか。	○	89.2%	85.2%
40	Q61 地域ケア会議において多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。	○	87.2%	77.8%
41	Q62 センターと協力し、地域ケア会議における個人情報の取扱方針を定め、センターに示すとともに、市町村が主催する地域ケア会議で対応しているか。	○	77.7%	77.8%
42	Q63 地域ケア会議の議事録や検討事項を構成員全員が共有するための仕組みを講じているか。	○	77.9%	72.2%
43	Q64 地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングするルールや仕組みを構築し、かつ実行しているか。	○	68.2%	63.0%
44	Q65 生活援助の訪問回数が多いケアプラン（生活援助中心のケアプラン）の地域ケア会議等での検証について実施体制を確保しているか。	○	63.5%	63.0%
45	Q67 センター主催の地域課題に関して検討する地域ケア会議に参加しているか。	○	75.8%	63.0%
46	Q68 センター主催の地域ケア会議で検討された内容を把握しているか。	○	88.0%	79.6%
47	Q69 センター主催及び市町村主催も含めた、地域ケア会議の検討内容をとりまとめて、住民向けに公表しているか。	○	14.9%	16.7%
48	Q70 複数の個別事例から地域課題を明らかにし、これを解決するための政策を市町村に提言しているか。	○	49.7%	44.4%
平均点数・個数		13	8.8	
平均点数・%		100.0%	68.0%	63.5%
<b>(5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援</b>				
49	Q71 自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関する市町村の基本方針を定め、センターに周知しているか。	○	67.4%	64.8%
50	Q72 センター、介護支援専門員、生活支援コーディネーター、協議体に対して、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源に関する情報を提供しているか。	○	83.7%	70.4%
51	Q73 利用者のセルフマネジメントを推進するため、介護予防手帳などの支援の手法を定め、センターに示しているか。	○	35.6%	31.5%
52	Q74 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定について、公平性・中立性確保のための指針を作成し、センターに明示しているか。	○	63.9%	66.7%
53	Q75 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際のセンターの関与について、市町村の方針をセンターに対して明示しているか。	○	63.5%	68.5%
54	Q76 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援におけるセンターの人員体制と実施件数を把握しているか。	○	96.4%	98.1%
平均点数・個数		6	4.1	
平均点数・%		100.0%	68.4%	66.7%
2 個別業務 計 点数：個数		35	25.7	
2 個別業務 計 点数：%		100.0%	73.4%	71.0%
<b>3 事業間連携（社会保障充実分事業）</b>				
55	Q77 医療関係者とセンターの合同の事例検討会の開催または開催支援を行っているか。	○	73.9%	55.6%
56	Q78 医療関係者とセンターの合同の講演会・勉強会等の開催または開催支援を行っているか。	○	81.6%	68.5%
57	Q79 在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口とセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。	○	88.1%	75.9%
58	Q80 認知症初期集中支援チームとセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。	○	92.8%	92.6%
59	Q81 生活支援コーディネーターや協議体とセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。	○	91.8%	90.7%
3 事業間連携 計 平均点数・個数		5	4.3	
3 事業間連携 計 平均点数・%		100.0%	85.6%	76.7%

【柏市地域包括支援センター】令和2年度の国が実施する全国統一の事業評価結果

センター項目	全国センター平均	千葉県センター平均	柏北部地域包括支援センター	柏北部第2地域包括支援センター	北柏地域包括支援センター	北柏第2地域包括支援センター	柏西口地域包括支援センター	柏西口第2地域包括支援センター	柏東口地域包括支援センター	柏東口第2地域包括支援センター	光ヶ丘地域包括支援センター	柏南部地域包括支援センター	柏南部第2地域包括支援センター	沼南地域包括支援センター
1 組織運営体制等														
(1) 組織運営体制														
1 Q11 市町村が定める運営方針の内容に沿って、センターの事業計画を策定しているか。	94.4%	96.2%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2 Q11-1 事業計画の策定に当たって、市町村と協議し、市町村から受けた指摘がある場合、これを反映しているか。	86.7%	90.5%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3 Q12 市町村の支援・指導の内容により、逐次、センターの業務改善が図られているか。	95.5%	97.1%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4 Q13 市町村が設置する定期的な連絡会に、毎回、出席しているか。	92.8%	95.7%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5 Q14 市町村から、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報の提供を受けているか。	97.2%	98.6%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6 Q15 把握した担当圏域の現状やニーズに基づき、センターの取組における重点項目を設定しているか。	84.0%	86.2%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7 Q16 3職種（それぞれの職種の準ずる者は含まない）を配置しているか。	60.8%	56.2%	○	○	○	○	×	○	×	○	○	○	○	○
8 Q17 市町村から、年度当初までに、センター職員を対象とした研修計画が示されているか。	69.3%	74.3%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9 Q18 センターに在籍する全ての職員に対して、センターまたは受託法人が、職場での仕事を離れての研修（Off-JT）を実施しているか。	77.0%	87.6%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10 Q19 夜間・早朝の窓口（連絡先）を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか。	68.8%	76.2%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11 Q20 平日以外の窓口（連絡先）を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか。	72.5%	79.5%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12 Q21 パンフレットの配布など、センターの周知を行っているか。	96.7%	98.6%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平均点数・個数	10.0		12	12	12	12	11	12	11	12	12	12	12	12
平均点数・%	83.0%	86.4%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	91.7%	100.0%	91.7%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
(2) 個人情報の管理														
13 Q22 個人情報保護に関する市町村の取扱方針に従って、センターが個人情報保護マニュアル（個人情報保護方針）を整備しているか。	92.0%	92.9%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14 Q23 個人情報が漏えいした場合の対応など、市町村から指示のあった個人情報保護のための対応を、各職員へ周知しているか。	88.9%	91.9%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
15 Q24 個人情報保護に関する責任者（常勤）を配置しているか。	93.0%	94.8%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
16 Q25 個人情報の持出・開示時は、管理簿への記載と確認を行っているか。	70.1%	81.9%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平均点数・個数	3.4		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
平均点数・%	86.0%	90.4%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
(3) 利用者満足の向上														
17 Q26 市町村の方針に沿って、苦情対応体制を整備し、苦情内容や苦情への対応策について記録しているか。	95.6%	94.8%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
18 Q27 センターが受けた介護サービスに関する相談について、市町村に対して報告や協議を行う仕組みが設けられているか。	96.5%	96.7%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
19 Q28 相談者のプライバシー確保に関する市町村の方針に沿い、プライバシーが確保される環境を整備しているか。	95.5%	97.6%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平均点数・個数	2.9		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
平均点数・%	95.9%	96.4%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1計 平均点数：個数	16.3		19	19	19	19	18	19	18	19	19	19	19	19
1計 平均点数：%	85.6%	88.8%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	94.7%	100.0%	94.7%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

センター項目			全国センター平均	千葉県センター平均	柏北部地域包括支援センター	柏北部第2地域包括支援センター	北柏地域包括支援センター	北柏第2地域包括支援センター	柏西口地域包括支援センター	柏西口第2地域包括支援センター	柏東口地域包括支援センター	柏東口第2地域包括支援センター	光ヶ丘地域包括支援センター	柏南部地域包括支援センター	柏南部第2地域包括支援センター	沼南地域包括支援センター	
2 個別業務																	
(1) 総合相談支援																	
20	Q29	地域における関係機関・関係者のネットワークについて、構成員・連絡先・特性等に関する情報をマップまたはリストで管理しているか。	94.4%	95.2%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
21	Q30	相談事例の終結条件を、市町村と共有しているか。	73.4%	73.8%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
22	Q31	相談事例の分類方法を、市町村と共有しているか。	94.3%	98.1%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
23	Q32	1年間の相談件数を市町村に報告しているか。	97.9%	98.6%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
24	Q33	相談事例解決のために、市町村への支援を要請し、その要請に対し市町村からの支援があったか。	95.6%	97.1%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
25	Q34	家族介護者からの相談について、相談件数や相談内容を記録等に残して取りまとめているか。	95.0%	95.7%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平均点数・個数			5.5		6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
平均点数・%			91.8%	93.1%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
(2) 権利擁護																	
26	Q36	成年後見制度の市町村長申し立てに関する判断基準が、市町村から共有されているか。	83.2%	89.0%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
27	Q38	高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れについて、市町村と共有しているか。	96.8%	96.7%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
28	Q39	センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討しているか。	96.2%	96.2%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
29	Q40	消費者被害に関し、センターが受けた相談内容について、消費生活に関する相談窓口または警察等と連携の上、対応しているか。	90.9%	89.0%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
30	Q41	消費者被害に関する情報を、民生委員・介護支援専門員・ホームヘルパー等へ情報提供する取組を行っているか。	84.0%	82.4%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○
平均点数・個数			4.5		5	5	5	5	5	5	5	5	5	4	5	5	5
平均点数・%			90.3%	90.7%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	80.0%	100.0%	100.0%	100.0%
(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援																	
31	Q42	担当圏域における居宅介護支援事業所のデータを把握しているか。	92.0%	97.6%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
32	Q43	介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を策定し、年度当初に、指定居宅介護支援事業所に示しているか。	68.8%	74.3%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
33	Q44	介護支援専門員に対するアンケート・意見収集等についての市町村からの情報提供や、市町村による研修会の内容等を踏まえ、地域の介護支援専門員のニーズや課題に基づく事例検討会や、個別事例を検討する地域ケア会議等を開催しているか。	85.2%	84.8%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
34	Q45	担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者との意見交換の場を設けているか。	79.6%	78.1%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
35	Q46	介護支援専門員が円滑に業務を行うことができるよう、地域住民に対して介護予防・自立支援に関する意識の共有を図るための出前講座等を開催しているか。	72.7%	70.0%	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○
36	Q47	介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握しているか。	78.1%	88.6%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平均点数・個数			4.8		6	6	6	6	6	6	6	5	5	6	6	6	6
平均点数・%			79.4%	82.2%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	83.3%	83.3%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



センター項目			全国センター平均	千葉県センター平均	柏北部地域包括支援センター	柏北部第2地域包括支援センター	北柏地域包括支援センター	北柏第2地域包括支援センター	柏西口地域包括支援センター	柏西口第2地域包括支援センター	柏東口地域包括支援センター	柏東口第2地域包括支援センター	光ヶ丘地域包括支援センター	柏南部地域包括支援センター	柏南部第2地域包括支援センター	沼南地域包括支援センター	
(4) 地域ケア会議																	
37	Q48	地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュール等を盛り込んだ開催計画が市町村から示されているか。	83.2%	89.5%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
38	Q49	センター主催の地域ケア会議の運営方針を、センター職員・会議参加者・地域の関係機関に対して周知しているか。	78.1%	77.6%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39	Q50	センター主催の地域ケア会議において、個別事例について検討しているか。	88.3%	87.6%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
40	Q53	センター主催の地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。	77.1%	74.8%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
41	Q54	市町村から示された地域ケア会議における個人情報の取扱方針に基づき、センターが主催する地域ケア会議で対応しているか。	87.0%	84.8%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
42	Q55	センター主催の地域ケア会議において、議事録や検討事項をまとめ、参加者間で共有しているか。	82.8%	80.0%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
43	Q56	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングしているか。	79.5%	78.6%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
44	Q51	センター主催の地域ケア会議において、地域課題に関して検討しているか。	69.2%	65.7%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
45	Q57	センター主催の地域ケア会議における検討事項をまとめたものを、市町村に報告しているか。	88.3%	88.1%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平均点数・個数			7.3		9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
平均点数・%			81.5%	80.7%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
(5) 介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援																	
46	Q58	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関し、市町村から示された基本方針を、センター職員及び委託先の居宅介護支援事業所に周知しているか。	78.6%	82.9%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47	Q59	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源を位置づけたことがあるか。	95.8%	97.1%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48	Q60	利用者のセルフマネジメントを推進するため、市町村から示された支援の手法を活用しているか。	55.3%	61.0%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
49	Q61	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定の公平性・中立性確保のための指針が市町村から示されているか。	83.3%	91.0%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50	Q62	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託した場合は、台帳への記録及び進捗管理を行っているか。	93.8%	97.1%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平均点数・%			4.1		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
平均点数・%			81.4%	85.8%	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2計 平均点数：個数			26.2		31	31	31	31	31	31	31	30	30	30	31	31	31
2計 点数：%			84.5%	85.8%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	96.8%	96.8%	96.8%	100.0%	100.0%	100.0%
3 事業間連携（社会保障充実分事業）																	
51	Q63	医療関係者と合同の事例検討会に参加しているか。	75.6%	80.5%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
52	Q64	医療関係者と合同の講演会・勉強会等に参加しているか。	87.6%	87.6%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
53	Q65	在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口に対し、相談を行っているか。	82.6%	82.4%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
54	Q66	認知症初期集中支援チームと訪問支援対象者に関する情報共有を図っているか。	88.9%	92.9%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
55	Q67	生活支援コーディネーター・協議体と地域における高齢者のニーズや社会資源について協議をしているか。	89.1%	89.5%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3計 平均点数：個数			4.2		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
3計 点数：%			84.8%	86.6%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

令和4年度地域包括支援センター運営方針 新旧対照表

新（令和4年度）	旧（令和3年度）	適用
令和4年度柏市地域包括支援センター運営方針（案）	令和3年度柏市地域包括支援センター運営方針	年度修正
<p>1 基本的運営方針</p> <p>(1) 地域包括ケアシステムの実現</p> <p>柏市では、高齢者いきいきプランの基本理念「すべての高齢者が、その人らしく、住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らせるまち 柏」の実現を目指している。</p> <p>これまで柏市が取り組んできた「在宅医療・介護多職種連携推進事業」「生活支援体制整備事業」「フレイル予防推進事業」等で培った知見をもとに、医療・介護・生活支援等を担う多様な主体が、連携を図りながら地域住民の生活を支えるとともに、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合い、自分らしく暮らす（社会参加）ことが可能なまちづくりを目指す必要がある。</p> <p>特に今後は、それぞれの事業を途切れさせることなく、地域の中で一体的に進めていく体制づくりが求められている。</p> <p>地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムにおける中核的機関として、柏市及び関係機関・団体とともに、その体制の実現に努めるものとする。</p> <p>(2) 地域包括支援ネットワークの構築</p> <p>地域包括ケアを実現かつ推進するためには、地域包括支援ネットワークが不可欠であり、地域包括支援ネットワークの構築は、介護保険法第115条の45に基づく包括的支援事業を円滑かつ効果的に行うための共通基盤となるものである。</p> <p>そのためには、多様な組織・機関との間で相互に信頼される関係性を構築し、高齢者の実態把握や情報収集の契機とするとともに、様々な活動を通じて連携・協力のためのネットワークを強固なものにしていく。</p> <p>(3), (4) (略)</p>	<p>1 基本的運営方針</p> <p>(1) 地域包括ケアシステムの実現</p> <p>柏市では、高齢者いきいきプランの基本理念「すべての高齢者が、その人らしく、住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らせるまち 柏」の実現を目指している。</p> <p>これまで柏市が取り組んできた「在宅医療・介護多職種連携推進事業」「生活支援体制整備事業」「フレイル予防推進事業」等で培った知見をもとに、医療・介護・生活支援等を担う多様な主体が、連携を図りながら地域住民の生活を支えるとともに、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合い、自分らしく暮らす（社会参加）ことが可能なまちづくりを目指す必要がある。</p> <p>特に今後は、それぞれの事業を途切れさせることなく、地域の中で一体的に進めていく体制づくりが求められている。</p> <p>地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムにおける中核的機関として、柏市および関係機関・団体とともに、その体制の実現に努めるものとする。</p> <p>(2) 地域包括支援ネットワークの構築</p> <p>地域包括ケアを実現及び推進するためには、地域包括支援ネットワークが不可欠であり、地域包括支援ネットワークの構築は、介護保険法第115条の45に基づく包括的支援事業を円滑かつ効果的に行うための共通基盤となるものである。</p> <p>そのためには、多様な組織・機関との間で相互に信頼される関係性を構築し、高齢者の実態把握や情報収集の契機とするとともに、様々な活動を通じて連携・協力のためのネットワークを強固なものにしていく。</p> <p>(3), (4) (略)</p>	<p>表記変更</p> <p>文言修正</p>
<p>2 地域包括支援センターの業務実施方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 介護予防業務</p> <p>地域住民が主体の通いの場・サロンを始め、地域の多様な関係者・組織と連携を図りながら、高齢者自身が主体的・継続的に取り組むことができるよう、地域ぐるみでのフレイル予防活動の推進を図る。また、フレイルリスクや要介護リスクの高い高齢者への具体的かつ適切な支援に努める。</p>	<p>2 地域包括支援センターの業務実施方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 介護予防業務</p> <p>地域住民が主体の通いの場・サロンを始め、地域の多様な関係者・組織と連携を図りながら、高齢者自身が主体的・継続的に取り組むことができるよう、地域ぐるみでのフレイル予防活動の推進を図る。また、フレイルリスクや要介護リスクの高い高齢者への具体的かつ適切な支援に努める。</p>	

新（令和4年度）	旧（令和3年度）	適用
<p>&lt;取組みの視点&gt;  ○フレイルチェック講座の実施により、広く啓発を行うとともに、要介護リスク・フレイルリスクの高い者への支援を、多職種連携により進める。  ○介護関連データ（JAGESデータ、KDBデータ、介護保険データ）を活用し、地域診断に基づく対策を講じる。  ○既存の活動団体への支援と合わせて、不足する資源の開発などにも取り組む。  ○新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した取り組み<u>を行う。</u></p>	<p>&lt;取組みの視点&gt;  ○フレイルチェック講座の実施により、広く啓発を行うとともに、要介護リスク・フレイルリスクの高い者への支援を、多職種連携により進める。  ○介護関連データ（JAGESデータ、KDBデータ、介護保険データ）を活用し、地域診断に基づく対策を講じる。  ○既存の活動団体への支援と合わせて、不足する資源の開発などにも取り組む。  ○新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した取り組み<u>方法を検討する。</u></p>	適用  文言修正
<p>(3) 総合相談支援業務  高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域の身近な相談窓口としての機能を果たすものとする。</p>	<p>(3) 総合相談支援業務  高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域の身近な相談窓口としての機能を果たすものとする。</p>	
<p>&lt;取組みの視点&gt;  ○様々な相談におけるそれぞれのニーズに応じた適切な機関・制度・サービスに<u>つなぐ</u>とともに、継続的にフォローするため、地域の状況や課題の把握を行う。  ○包括的・継続的な支援の入り口となるワンストップサービス拠点機能を果たす。  ○地域共生社会の実現に向け、障害福祉分野や生活困窮分野等の各専門支援機関との円滑な連携を推進するため、関係構築の強化を図る。</p>	<p>&lt;取組みの視点&gt;  ○様々な相談におけるそれぞれのニーズに応じた適切な機関・制度・サービスに<u>繋ぐ</u>とともに、継続的にフォローするため、地域の状況や課題の把握を行う。  ○包括的・継続的な支援の入り口となるワンストップサービス拠点機能を果たす。  ○地域共生社会の実現に向け、障害福祉分野や生活困窮分野等の各専門支援機関との円滑な連携を推進するため、関係構築の強化を図る。</p>	表記変更
<p>(4) (略)  (5) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務  高齢者が地域で望ましい在宅生活を継続する上で、これを阻害する複合的な課題を解決し、必要な介護サービスや社会資源の活用等、介護支援専門員のケアマネジメント業務に対する相談支援を行うほか、地域全体での多職種による連携体制を強化・構築する<u>等</u>、ケアマネジメントが適切に提供できる環境整備に努めるものとする。</p>	<p>(4) (略)  (5) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務  高齢者が地域で望ましい在宅生活を継続する上で、これを阻害する複合的な課題を解決し、必要な介護サービスや社会資源の活用等、介護支援専門員のケアマネジメント業務に対する相談支援を行うほか、地域全体での多職種による連携体制を強化・構築する<u>など</u>、ケアマネジメントが適切に提供できる環境整備に努めるものとする。</p>	表記変更
<p>&lt;取組みの視点&gt;  ○施策の方向性や介護支援専門員のニーズを把握した上で、必要な研修を行う。  ○地域内での他機関及び多職種連携を進めることで、包括的・継続的なケアを実現できるケアマネジメントが提供される環境を構築する。</p>	<p>&lt;取組みの視点&gt;  ○施策の方向性や介護支援専門員のニーズを把握した上で、必要な研修を<u>実効的</u>に行う。  ○地域内での他機関及び多職種連携を進めることで、包括的・継続的なケアを実現できるケアマネジメントが提供される環境を構築する。</p>	文言削除

新（令和4年度）	旧（令和3年度）	適用
<p>(6), (7) (略)</p> <p>(8) 地域ケア会議の実施</p> <p>包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の効果的な実施を図るため、保健・医療・福祉の専門職、民生委員等の地域関係者、課題解決のための助言者等により構成される地域ケア会議を開催する。会議は個別ケースの課題解決に向けた検討のほかに、個別ケースの検討により抽出された地域課題について、地域づくりや政策形成に結びつけられるよう検討を行うものとする。</p>	<p>(6), (7) (略)</p> <p>(8) 地域ケア会議の実施</p> <p>包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の効果的な実施を図るため、保健・医療・福祉の専門職、民生委員等の地域関係者、課題解決のための助言者等により構成される地域ケア会議を開催する。会議は個別ケースの課題解決に向けた検討を行うとともに、個別ケースの検討により抽出された地域課題について、地域づくりや政策形成に結びつけられるよう検討を行うものとする。</p>	<p>文言修正</p>
<p>&lt;取組みの視点&gt;</p> <p>○多職種が協働して個別ケースの支援内容を検討することにより、高齢者の課題解決の支援及び自立に向けたケアマネジメントを支援し、関係機関とのネットワークを構築する。</p> <p>○個別ケースの課題分析を積み重ねることにより、地域に共通した課題を発見する。</p> <p>○個別ケースの積み重ねから得られた地域課題について、関係機関と共有し、地域に必要な資源の開発や取組みを明らかにし、政策を立案・提言していく。</p>	<p>&lt;取組みの視点&gt;</p> <p>○多職種が協働して個別ケースの支援内容を検討することにより、高齢者の課題解決の支援及び自立に向けたケアマネジメントを支援し、関係機関とのネットワークを構築する。</p> <p>○個別ケースの課題分析を積み重ねることにより、地域に共通した課題を発見する。</p> <p>○個別ケースの積み重ねから得られた地域課題について、関係機関と共有し、地域に必要な資源の開発や取組みを明らかにし、政策を立案・提言していく。</p>	
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>	
<p>4 市及び他の地域包括支援センターとの連携</p> <p>「第8期柏市高齢者いきいきプラン21」における各種施策の円滑な推進及び地域包括支援センター業務の適切な運営を図るとともに、柏市と地域包括支援センターの役割分担の調整等を行う機会として、以下の会議を定期的に開催するものとする。</p> <p>(1) 地域包括支援センター長会議</p> <p>(2) 専門職連携会議</p> <p>ア 医療職会議</p> <p>イ 社会福祉士会議</p> <p>ウ 主任介護支援専門員会議</p> <p>エ 介護予防個別会議</p> <p>オ 認知症地域支援推進員会議</p> <p>(3) 地域包括支援センター連携会議</p>	<p>4 市及び他の地域包括支援センターとの連携</p> <p>「第8期柏市高齢者いきいきプラン21」における各種施策の円滑な推進及び地域包括支援センター業務の適切な運営を図るとともに、柏市と地域包括支援センターの役割分担の調整等を行う機会として、以下の会議を定期的に開催するものとする。</p> <p>(1) 地域包括支援センター長会議</p> <p>(2) 専門職連携会議</p> <p>ア 医療職会議</p> <p>イ 社会福祉士会議</p> <p>ウ 主任ケアマネ会議</p> <p>エ 介護予防個別会議</p> <p>オ 認知症地域支援推進員会議</p> <p>(3) 地域包括支援センター連携会議</p>	<p>表記変更</p>
<p>&lt;各会議の位置づけ&gt;</p> <p>○センター長会議</p> <p>地域包括支援センターの運営に関し、柏市からの情報提供、課題等を協議、意見交換する。</p> <p>また、仕様に定める業務について、各センター間において好事例や課題、解決策等の情報共有を図る。</p>	<p>&lt;各会議の位置づけ&gt;</p> <p>○センター長会議</p> <p>地域包括支援センターの運営に関し、柏市からの情報提供、課題等を協議、意見交換する。</p> <p>また、仕様に定める業務について、各センター間において好事例や課題、解決策等の情報共有を図る。</p>	

新（令和4年度）	旧（令和3年度）	適用
<p>○専門職連携会議 地域包括支援センターの各業務に関する統一的な事務処理や改善策等を協議、意見交換する。</p> <p>○医療職会議 保健師・看護師により、フレイル予防事業の推進を目的とした事項を協議する。</p> <p>○社会福祉士会議 社会福祉士による高齢者虐待防止及びその他権利擁護業務に関し協議する。</p> <p>○主任介護支援専門員会議 主任介護支援専門員により、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務及び地域ケア会議に関し協議する。</p> <p>○介護予防個別会議 職種に限らずケアプランナーとして、自立支援に資する介護予防ケアマネジメントに関し協議する。</p> <p>○認知症地域支援推進員会議 認知症地域支援推進員により、認知症施策の推進を目的とした事項を協議する。</p> <p>○地域包括支援センター連携会議 地域包括支援センターの各事業の実施状況や計画の達成状況を把握するとともに、課題の解決等を図ることを目的に、市職員が地域包括支援センター長等と実施する。</p>	<p>○専門職連携会議 地域包括支援センターの各業務に関する統一的な事務処理や改善策等を協議、意見交換する。</p> <p>○医療職会議 保健師・看護師により、フレイル予防事業の推進を目的とした事項を協議する。</p> <p>○社会福祉士会議 社会福祉士による高齢者虐待防止及びその他権利擁護業務に関し協議する。</p> <p>○主任ケアマネ会議 主任介護支援専門員により、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務及び地域ケア会議に関し協議する。</p> <p>○介護予防個別会議 職種に限らずケアプランナーとして、自立支援に資する介護予防ケアマネジメントに関し協議する。</p> <p>○認知症地域支援推進員会議 認知症地域支援推進員により、認知症施策の推進を目的とした事項を協議する。</p> <p>○地域包括支援センター連携会議 地域包括支援センターの各事業の実施状況や計画の達成状況を把握するとともに、課題の解決等を図ることを目的に、市職員が地域包括支援センター長等と実施する。</p>	表記変更

## 令和4年度柏市地域包括支援センター運営方針（案）

### 1 基本的運営方針

#### (1) 地域包括ケアシステムの実現

柏市では、高齢者いきいきプランの基本理念「すべての高齢者が、その人らしく、住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らせるまち 柏」の実現を目指している。

これまで柏市が取り組んできた「在宅医療・介護多職種連携推進事業」「生活支援体制整備事業」「フレイル予防推進事業」等で培った知見をもとに、医療・介護・生活支援等を担う多様な主体が、連携を図りながら地域住民の生活を支えるとともに、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合い、自分らしく暮らす（社会参加）ことが可能なまちづくりを目指す必要がある。

特に今後は、それぞれの事業を途切れさせることなく、地域の中で一体的に進めていく体制づくりが求められている。

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムにおける中核的機関として、柏市及び関係機関・団体とともに、その体制の実現に努めるものとする。

#### (2) 地域包括支援ネットワークの構築

地域包括ケアを実現かつ推進するためには、地域包括支援ネットワークが不可欠であり、地域包括支援ネットワークの構築は、介護保険法第115条の45に基づく包括的支援事業を円滑かつ効果的に行うための共通基盤となるものである。

そのためには、多様な組織・機関との間で相互に信頼される関係性を構築し、高齢者の実態把握や情報収集の契機とするとともに、様々な活動を通じて連携・協力のためのネットワークを強固なものにしていく。

#### (3) 事業評価を通じた機能強化

地域包括支援センターが機能を適切に発揮していくためには、地域包括支援センターごとに業務の状況を明らかにし、それに基づいた機能強化を図る必要がある。このため、人員体制や業務の状況を地域包括支援センター運営協議会等を通して定期的に把握・評価し、事業の質の向上のための必要な改善を図るこ

ととする。

#### (4) 公正性及び中立性の確保

地域包括支援センターが行う指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務について、利用者の特性や意欲・意向を踏まえ、介護サービス事業者等を紹介するものとする。また、地域包括支援センターが業務委託する居宅介護支援事業者においても同様とする。

## 2 地域包括支援センターの業務実施方針

### (1) 介護予防ケアマネジメント業務

介護保険の要支援認定者及び総合事業における介護予防・生活支援サービス事業対象者に対して、適切な介護予防ケアマネジメントを通して、自立した生活が継続するよう支援するものとする。また、基本チェックリスト等により介護予防が必要な高齢者の把握に努める。

#### <取組みの視点>

- 自立支援に向けた課題整理・目標設定・目標達成のための具体策を利用者と共有する。
- 利用者の主体的な取組みを引き出す工夫を図る。
- 当事者だけでなく、地域への啓発や資源開発、体制整備に向けた調整などにも同時に取り組む。

### (2) 介護予防業務

地域住民が主体の通いの場・サロンを始め、地域の多様な関係者・組織と連携を図りながら、高齢者自身が主体的・継続的に取り組むことができるよう、地域ぐるみでのフレイル予防活動の推進を図る。また、フレイルリスクや要介護リスクの高い高齢者への具体的かつ適切な支援に努める。

#### <取組みの視点>

- フレイルチェック講座の実施により、広く啓発を行うとともに、要介護リスク・フレイルリスクの高い者への支援を、多職種連携により進める。

- 介護関連データ（JAGES データ，KDB データ，介護保険データ）を活用し，地域診断に基づく対策を講じる。
- 既存の活動団体への支援と合わせて，不足する資源の開発などにも取り組む。
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した取り組みを行う。

### (3) 総合相談支援業務

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう，地域の身近な相談窓口としての機能を果たすものとする。

#### <取組みの視点>

- 様々な相談におけるそれぞれのニーズに応じた適切な機関・制度・サービスにつなぐとともに，継続的にフォローするため，地域の状況や課題の把握を行う。
- 包括的・継続的な支援の入り口となるワンストップサービス拠点機能を果たす。
- 地域共生社会の実現に向け，障害福祉分野や生活困窮分野等の各専門支援機関との円滑な連携を推進するため，関係構築の強化を図る。

### (4) 権利擁護業務

地域住民・民生委員・介護支援専門員等の見守り支援だけでは十分に問題が解決できない困難な状況にある高齢者が，尊厳をもって安心して生活ができるよう，関係機関のネットワークにより，専門的・継続的な視点から必要な支援を行うことを目的とする。

#### <取組みの視点>

- 利用者がメリットを実感できる成年後見制度の積極的な活用を図る。
- 虐待の早期発見・早期対応に努める。
- 複合的な課題に適切な対応を行うため，関係機関との連携



体制の充実を図る。

(5) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が地域で望ましい在宅生活を継続する上で、これを阻害する複合的な課題を解決し、必要な介護サービスや社会資源の活用等、介護支援専門員のケアマネジメント業務に対する相談支援を行うほか、地域全体での多職種による連携体制を強化・構築する等、ケアマネジメントが適切に提供できる環境整備に努めるものとする。

< 取組みの視点 >

- 施策の方向性や介護支援専門員のニーズを把握した上で、必要な研修を行う。
- 地域内での他機関及び多職種連携を進めることで、包括的・継続的なケアを実現できるケアマネジメントが提供される環境を構築する。

(6) 生活支援体制整備事業の推進

地域ケア会議や総合相談支援等より、地域課題を把握し、地域関係者、多様な関係者と連携を図りながら、高齢者が安心して暮らせる体制づくりを進める。

< 取組みの視点 >

- 地域ケア会議や相談支援等で把握した地域課題を社会福祉協議会、地域支えあい推進員等地域関係者と共有し、地域資源の整理を行う。
- 既存の活動団体への支援と合わせて、地域関係者、NPO 民間事業者と連携し不足する資源の開発にも取り組む。

(7) 認知症施策の推進

認知症になっても、住み慣れた地域で尊厳をもって暮らし続けることができるよう、認知症地域支援推進員を中心に、認知症理解の推進や居場所づくり、相談支援体制の強化を図る。

< 取組みの視点 >

- かしわオレンジフレンズや地域内の店舗等と協力し，認知症の方の見守り体制を構築する。
- 認知症の方や家族の居場所としてカフェを主催するとともに，既存の資源での受け入れや新しい資源開発に取り組む。
- 若年者も含め，認知症についての相談先としての認知度を高めるよう，周知を行う。

(8) 地域ケア会議の実施

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の効果的な実施を図るため，保健・医療・福祉の専門職，民生委員等の地域関係者，課題解決のための助言者等により構成される地域ケア会議を開催する。会議は個別ケースの課題解決に向けた検討のほか，個別ケースの検討により抽出された地域課題について，地域づくりや政策形成に結びつけられるよう検討を行うものとする。

< 取組みの視点 >

- 多職種が協働して個別ケースの支援内容を検討することにより，高齢者の課題解決の支援及び自立に向けたケアマネジメントを支援し，関係機関とのネットワークを構築する。
- 個別ケースの課題分析を積み重ねることにより，地域に共通した課題を発見する。
- 個別ケースの積み重ねから得られた地域課題について，関係機関と共有し，地域で必要な資源の開発や取組みを明らかにし，政策を立案・提言していく。

3 区域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき事業

担当圏域における日常生活圏域データや高齢者一般調査（健康と暮らしの調査）等から地域特性を把握する。さらに担当圏域の総合相談支援のデータ分析を行い，地域ケア会議等で検討した地域課題を住民と共有し，その解決策を重点事業として計画に位置づけ，具体的な推進方策を明確にして計画的に取り組むこととする。

#### 4 市及び他の地域包括支援センターとの連携

「第8期柏市高齢者いきいきプラン21」における各種施策の円滑な推進及び地域包括支援センター業務の適切な運営を図るとともに、柏市と地域包括支援センターの役割分担の調整等を行う機会として、以下の会議を定期的を開催するものとする。

##### (1) 地域包括支援センター長会議

##### (2) 専門職連携会議

ア 医療職会議

イ 社会福祉士会議

ウ 主任介護支援専門員会議

エ 介護予防個別会議

オ 認知症地域支援推進員会議

##### (3) 地域包括支援センター連携会議

<各会議の位置づけ>

###### ○センター長会議

地域包括支援センターの運営に関し、柏市からの情報提供、課題等を協議、意見交換する。

また、仕様に定める業務について、各センター間において好事例や課題、解決策等の情報共有を図る。

###### ○専門職連携会議

地域包括支援センターの各業務に関する統一的な事務処理や改善策等を協議、意見交換する。

###### ○医療職会議

保健師・看護師により、フレイル予防事業の推進を目的とした事項を協議する。

###### ○社会福祉士会議

社会福祉士による高齢者虐待防止及びその他権利擁護業務に関し協議する。

###### ○主任介護支援専門員会議

主任介護支援専門員により、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務及び地域ケア会議に関し協議する。

###### ○介護予防個別会議

職種に限らずケアプランナーとして，自立支援に資する介護予防ケアマネジメントに関し協議する。

○認知症地域支援推進員会議

認知症地域支援推進員により，認知症施策の推進を目的とした事項を協議する。

○地域包括支援センター連携会議

地域包括支援センターの各事業の実施状況や計画の達成状況を把握するとともに，課題の解決等を図ることを目的に，市職員が地域包括支援センター長等と実施する。

新（令和4年度）	旧（令和3年度）	適用
●●地域包括支援センター業務委託仕様書（案）	●●地域包括支援センター業務委託仕様書	
1, 2（略）	1, 2（略）	
3 委託期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日	3 委託期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日	年度修正
4, 5（略）	4, 5（略）	
<p>6 業務内容 センターの業務は、次に掲げるものとする。</p> <p>なお、業務の実施に当たっては、令和4年度柏市地域包括支援センター運営方針のほか、「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日付け老発第0609001号）、「地域包括支援センターの設置運営について」（平成18年10月18日付け老計発第1018001号）、「地域包括支援センター運営マニュアル2訂」（平成30年6月一般財団法人長寿社会開発センター発行）及び市が作成する各事業マニュアルの関係事項を踏まえ、適切な方法により行うものとする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 一般介護予防事業（法第115条の45第1項第2号） ア（略） イ 介護予防普及啓発事業 フレイルチェック講座（小圏域ごとに年1回以上実施）や地域介護予防活動支援事業、地域イベント等、あらゆる機会を捉えて、フレイル予防に関する普及啓発を<u>進める</u>。特に、フレイルチェック講座においてフレイルリスクが高いと判断された者に対しては、多職種との連携により、フレイル予防に向けた支援を行う。</p> <p>また、多様なライフスタイルや価値観をもつ高齢者のQOLの維持向上のために必要な資源を把握するとともに、不足している資源の開発に向けて関係者等への支援や協力及びフレイル予防ポイントカード事業の普及啓発を行う。</p> <p>ウ（略）</p> <p>(3) 総合相談支援業務（法第115条の45第2項第1号） ア 地域におけるネットワーク構築 支援を必要とする高齢者を把握し、更なる問題の発生を防止するため、地域の医療・介護事業者、民生委員やインフォーマルサービス等の地域における様々な関係者による会議等の機会や地域ケア会議を活用して、<u>適切な支援や継続的な見守り等</u>のネットワークの構築を図る。</p>	<p>6 業務内容 センターの業務は、次に掲げるものとする。</p> <p>なお、業務の実施に当たっては、令和3年度柏市地域包括支援センター運営方針のほか、「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日付け老発第0609001号）、「地域包括支援センターの設置運営について」（平成18年10月18日付け老計発第1018001号）、「地域包括支援センター運営マニュアル2訂」（平成30年6月一般財団法人長寿社会開発センター発行）及び市が作成する各事業マニュアルの関係事項を踏まえ、適切な方法により行うものとする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 一般介護予防事業（法第115条の45第1項第2号） ア（略） イ 介護予防普及啓発事業 フレイルチェック講座（小圏域ごとに年1回以上実施）や地域介護予防活動支援事業、地域イベント等、あらゆる機会を捉えて、フレイル予防に関する普及啓発を<u>すすめる</u>。特に、フレイルチェック講座においてフレイルリスクが高いと判断された者に対しては、多職種との連携により、フレイル予防に向けた支援を行う。</p> <p>また、多様なライフスタイルや価値観をもつ高齢者のQOLの維持向上のために必要な資源を把握するとともに、不足している資源の開発に向けて関係者等への支援や協力及びフレイル予防ポイントカード事業の普及啓発を行う。</p> <p>ウ（略）</p> <p>(3) 総合相談支援業務（法第115条の45第2項第1号） ア 地域におけるネットワーク構築 支援を必要とする高齢者を把握し、<u>適切な支援や継続的な見守りによる</u>更なる問題の発生を防止するため、地域の医療・介護事業者、民生委員やインフォーマルサービス等の地域における様々な関係者による会議等の機会や地域ケア会議を活用してネットワークの構築を図る。</p>	<p>年度修正</p> <p>表記変更</p> <p>文言修正</p>

新（令和4年度）	旧（令和3年度）	適用
<p>また、複合化・複雑化した課題を抱える高齢者やその家族に適切な支援を行うため、他分野の支援を専門とする機関との関係構築や連携体制の強化に努める。</p> <p>イ～エ（略）</p> <p>(4) 権利擁護業務（法第115条の45第2項第2号）</p> <p>ア 権利擁護の普及啓発</p> <p>成年後見制度、消費者被害及び高齢者虐待等の予防について、中核機関や消費生活センター等の関係機関と連携を図り、普及啓発を<u>進める</u>。</p> <p>イ～カ（略）</p> <p>(5)～(8)（略）</p> <p>(9) 地域ケア会議推進事業（法第115条の48）</p> <p>ア 地域ケア個別会議</p> <p>医療、介護等の専門職をはじめ、民生委員、ボランティア等地域の多様な関係者が協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援等を通じて、<u>支援</u>が必要な高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう具体的な支援方策の検討を年3事例以上行い、個別課題の解決や地域課題の抽出、地域資源の開発につなげる。</p> <p>イ、ウ（略）</p> <p>(10)（略）</p> <p>(11) 認知症サポーター等養成事業</p> <p>認知症への正しい知識を持ち、地域で認知症の人ひゃ家族をゆるやかに見守る認知症サポーターを養成するとともに、かしわオレンジフレンズと連携して各種の普及啓発を<u>進める</u>。</p> <p><u>(12) 多職種包括訪問事業</u></p> <p><u>栄養、歯科、リハビリテーションの専門職と連携することにより、センター及び居宅介護支援事業所が抱える事例についてのケアマネジメントの向上を目指す。</u></p>	<p>また、複合化・複雑化した課題を抱える高齢者やその家族に適切な支援を行うため、他分野の支援を専門とする機関との関係構築や連携体制の強化に努める。</p> <p>イ～エ（略）</p> <p>(4) 権利擁護業務（法第115条の45第2項第2号）</p> <p>ア 権利擁護の普及啓発</p> <p>成年後見制度、消費者被害及び高齢者虐待等の予防について、中核機関や消費生活センター等の関係機関と連携を図り、普及啓発を<u>すすめる</u>。</p> <p>イ～カ（略）</p> <p>(5)～(8)（略）</p> <p>(9) 地域ケア会議推進事業（法第115条の48）</p> <p>ア 地域ケア個別会議</p> <p>医療、介護等の専門職をはじめ、民生委員、ボランティア等地域の多様な関係者が協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、<u>介護等</u>が必要な高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう具体的な支援方策の検討を年3事例以上行い、個別課題の解決につなげる。</p> <p>イ、ウ（略）</p> <p>(10)（略）</p> <p>(11) 認知症サポーター等養成事業</p> <p>認知症への正しい知識を持ち、地域で認知症の人ひゃ家族をゆるやかに見守る認知症サポーターを養成するとともに、かしわオレンジフレンズと連携して各種の普及啓発を<u>すすめる</u>。</p>	<p>表記変更</p> <p>文言追加，修正</p> <p>表記変更</p> <p>新規追加</p>
<p>7 人員体制</p> <p>(1)，(2)（略）</p> <p>(3) センター業務を補助する非常勤の職員を，月<u>12</u>日以内かつ週<u>19.5</u>時間以内の範囲内で1名配置すること。</p> <p>(4)（略）</p>	<p>7 人員体制</p> <p>(1)，(2)（略）</p> <p>(3) センター業務を補助する非常勤の職員を，月<u>10</u>日以内かつ週<u>18</u>時間以内の範囲内で1名配置すること。</p> <p>(4)（略）</p>	<p>上限変更</p>
<p>8 業務に要するシステム及び機器の貸与等</p> <p>(1) 機器の貸与・使用</p> <p>ア 市は，地域包括支援センター支援システムの端末機及びプリンターを貸与する。</p> <p>イ（略）</p> <p>(2)（略）</p>	<p>8 業務に要するシステム及び機器の貸与等</p> <p>(1) 機器の貸与・使用</p> <p>ア 市は，地域包括支援センター支援システムの端末機（<u>4台</u>）及びプリンターを貸与する。</p> <p>イ（略）</p> <p>(2)（略）</p>	<p>文言削除</p>

新（令和4年度）	旧（令和3年度）	適用
9（略）	9（略）	
10 提出書類 (1)（略） (2) 委託期間満了 <u>日までに</u> 「事業報告書」及び「精算書」を提出すること。 (3), (4)（略）	10 提出書類 (1)（略） (2) 委託期間満了 <u>後30日以内</u> に「事業報告書」及び「精算書」を提出すること。 (3), (4)（略）	文言修正
11～16（略）	11～16（略）	
17 担当 住所：柏市 <u>柏5丁目8-12 教育福祉会館内</u> 電話：04-7167-2318 FAX：04-7167-8381 柏市保健福祉部地域包括支援課	17 担当 住所：柏市 <u>柏下6-5-1 ウェルネス柏</u> 電話：04-7167-2318 FAX：04-7167-8381 柏市保健福祉部地域包括支援課	住所変更

## 〇〇地域包括支援センター業務委託仕様書（案）

### 1 件名

〇〇地域包括支援センター業務委託

### 2 概要

本仕様書は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の47の規定に基づき、柏市が設置した地域包括支援センター（以下「センター」という。）において実施する業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 3 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日

### 4 センターの設置場所及び担当地域

#### (1) 設置場所

柏市〇〇〇

#### (2) 担当地域は下表のとおりとする。

担当地域(小圏域)	〇〇地域, 〇〇地域
-----------	------------

### 5 開設時間及び休業日

#### (1) 開設時間

窓口の開設時間は月曜日から土曜日の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、夜間等の緊急の相談に備えるため、休日を含めた24時間対応可能な体制を確保すること。

#### (2) 休業日

休業日は、原則次のとおりとするが、休日にセンター等事業を実施することは差し支えないものとする。

ア 日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 12月29日から同月31日, 1月2日及び同月3日

### 6 業務内容

センターの業務は、次に掲げるものとする。

なお、業務の実施に当たっては、令和4年度柏市地域包括支援センター運営方針のほか、「地域支援事業の実施について」（平成



18年6月9日付け老発第0609001号),「地域包括支援センターの設置運営について」(平成18年10月18日付け老計発第1018001号),「地域包括支援センター運営マニュアル2訂」(平成30年6月一般財団法人長寿社会開発センター発行)及び市が作成する各事業マニュアルの関係事項を踏まえ,適切な方法により行うものとする。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業(法第115条の45第1項第1号)

ア 第1号事業対象者の把握等

第1号事業を利用しようとする第1号被保険者に対して,基本チェックリストにより当該事業の対象者であることの確認を行うとともに,第1号介護予防支援事業の届出の支援を行う。

イ 介護予防ケアマネジメントの実施

要支援者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者から依頼を受けて,介護予防及び日常生活支援を目的として,その心身の状況,置かれている環境その他の状況に応じて,第1号訪問事業(訪問型サービス),第1号通所事業(通所型サービス)のほか,一般介護予防や民間企業等による生活支援サービスを含め,適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行う。また,ケアマネジメントに当たっては,適切なアセスメントの実施により,多職種との連携を図りながら利用者の自立と重度化防止の視点に立って行う。なお,その一部を適当と判断された居宅介護支援事業者の新規件数の6割以内を目安に委託することができる。

(2) 一般介護予防事業(法第115条の45第1項第2号)

ア 介護予防把握事業

地域における保健・医療・福祉などの関係部門との連携や高齢者声かけ訪問事業及び民生委員活動等を通じて,要介護状態・要支援状態のおそれがある高齢者についての情報を収集し,各種の介護予防活動への参加につなげる。

イ 介護予防普及啓発事業

フレイルチェック講座(小圏域ごとに年1回以上実施)や

地域介護予防活動支援事業，地域イベント等，あらゆる機会を捉えて，フレイル予防に関する普及啓発を進める。特に，フレイルチェック講座においてフレイルリスクが高いと判断された者に対しては，多職種との連携により，フレイル予防に向けた支援を行う。

また，多様なライフスタイルや価値観をもつ高齢者のQOLの維持向上のために必要な資源を把握するとともに，不足している資源の開発に向けて関係者等への支援や協力及びフレイル予防ポイントカード事業の普及啓発を行う。

#### ウ 地域介護予防活動支援事業

フレイル予防に資する多様な地域活動組織に対して，住民主体の取組みが継続できるよう，活動現場への巡回訪問等を通じ効果的かつ効率的に育成及び支援する。

### (3) 総合相談支援業務（法第115条の45第2項第1号）

#### ア 地域におけるネットワーク構築

支援を必要とする高齢者を把握し，更なる問題の発生を防止するため，地域の医療・介護事業者，民生委員やインフォーマルサービス等の地域における様々な関係者による会議等の機会や地域ケア会議を活用して，適切な支援や継続的な見守り等のネットワークの構築を図る。

また，複合化・複雑化した課題を抱える高齢者やその家族に適切な支援を行うため，他分野の支援を専門とする機関との関係構築や連携体制の強化に努める。

#### イ 実態把握

アにより構築したネットワークを活用するほか，様々な社会資源との連携，高齢者世帯への戸別訪問，家族や近隣住民からの情報収集等により，高齢者や家族の状況等についての実態把握を行う。

また，収集した情報や受けた相談内容等を集計・分析し，地域の課題把握を行う。

#### ウ 総合相談支援

本人，家族，近隣の住民，地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受けて，的確な状況把握等を行い，相談内容に

即したサービス又は制度に関する情報提供，関係機関等を紹介するとともに，必要に応じた専門的，継続的な支援を行う。

エ 各種申請の受付

相談により介護保険の要介護（支援）認定や在宅福祉サービス利用申請等が必要な際には，これらを受付け，速やかに市の所管課に提出する。

(4) 権利擁護業務（法第115条の45第2項第2号）

ア 権利擁護の普及啓発

成年後見制度，消費者被害及び高齢者虐待等の予防について，中核機関や消費生活センター等の関係機関と連携を図り，普及啓発を進める。

イ 成年後見制度の活用

成年後見制度の説明や申立てに当たっての関係機関の紹介及び連携等を行うほか，申立てを行う親族がいなかったり，親族が申立てを拒否したり，本人の認知症などの理由で成年後見の利用が困難と認める場合は，市に連絡して市長申立てにつなげる等，成年後見利用促進に関する一次相談窓口としての役割を担う。

ウ 高齢者虐待への対応

虐待の事例を把握した場合には，「高齢者虐待の防止，高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年法律第124号)等に基づき，速やかに高齢者を訪問して状況を確認する等，事例に即した適切な対応をとる。

エ 老人福祉施設等への措置の支援

虐待等で高齢者を老人福祉施設等に措置入所させることが必要と判断した場合は，市に報告し措置入所の実施を求める。

オ 困難事例への対応

高齢者やその家庭に重層的に課題が存在している場合，高齢者自身が支援を拒否している場合等の困難事例を把握した場合には，専門職間で連携し，センター全体で対応を検討し，必要な支援を行う。

カ 消費者被害の防止

消費者被害を未然に防止するため，消費生活センター等と

定期的に情報交換等を行うとともに，民生委員等に対して必要な情報提供を行う。

(5) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（法第115条の45第2項第3号）

ア 包括的・継続的なケア体制の構築

在宅・施設を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため，医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し，介護支援専門員と関係機関の間の連携を支援する。また，介護支援専門員が地域の健康づくりやサークル活動，通いの場等の介護保険サービス以外の様々な社会資源を活用できるよう，適切な情報提供を行うとともに地域の連携・協力体制を整備する。

イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用

地域の介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するために，介護支援専門員相互の情報交換等を行う場を設定する等，介護支援専門員のネットワークの活用を図る。

ウ 日常的個別指導・相談

地域の介護支援専門員の日常的業務の実施に関して，居宅（介護予防）・施設サービス計画の作成技術の指導等，専門的な見地から個別指導，相談支援を行う。

また，介護支援専門員の資質向上のため，センターの各専門職，市内の医療機関・介護関係団体等とも連携の上，事例検討会や研修の実施，制度や施策等に関する情報提供等を行う。

エ 支援困難事例等への指導・助言

地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例について，センターの各専門職や地域関係者，関係機関との連携の下で，具体的な支援方針を検討し，指導助言等を行う。

(6) 在宅医療・介護連携推進事業（法第115条の45第2項第4号）

地域における在宅医療・介護の関係者間の連携を円滑に進めるため，在宅医療・介護多職種連携協議会の一員として各事業への協力を行う。また，相談に応じたり，情報共有・普及啓発

等に取り組むことにより，切れ目のないサービス提供体制の構築に努める。

- (7) 生活支援体制整備事業（法第115条の45第2項第5号）  
生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて，定期的な情報の共有・連携強化の場として設置された協議体と連携する。また，地域支えあい推進員との連携により，たすけあいサービス等の住民主体によるサービスの利用促進や社会資源の開発に向けた提案や民間事業者と連携した地域の実情に応じた生活支援体制の構築に努める。
- (8) 認知症総合支援事業（法第115条の45第2項第6号）
- ア 認知症初期集中支援推進事業  
認知症の早期診断・早期対応に向けた認知症初期集中支援における初期相談，チームへの情報提供及びチーム員会議への参加等，効果的な支援への連携に努める。
- イ 認知症地域支援・ケア向上事業
- (ア) 認知症地域連携の推進  
認知症の人に対し，状態に応じた適切なサービスが提供されるよう，医療・介護の関係機関や認知症サポーター等，認知症の人を支援する関係者の連携体制を構築する。
- (イ) 認知症の相談支援  
認知症の人とその家族等からの相談に対して，その知識・経験を活かした相談支援を実施するとともに，状況に応じた必要なサービスが提供されるよう調整する。
- (ウ) 認知症の人の家族に対する支援  
認知症の人や家族を支えるつながりを支援し，認知症の人の家族の介護負担を軽減するため，認知症介護者交流会又は認知症カフェ等の年2回以上の開催等により，交流の機会を通じた支援を行う。
- (9) 地域ケア会議推進事業（法第115条の48）
- ア 地域ケア個別会議  
医療，介護等の専門職をはじめ，民生委員，ボランティア等地域の多様な関係者が協働し，介護支援専門員のケアマネジメント支援等を通じて，支援が必要な高齢者が住み慣れた

地域で生活できるよう具体的な支援方策の検討を年3事例以上行い、個別課題の解決や地域課題の抽出、地域資源の開発につなげる。

#### イ 地域ケア推進圏域会議

地域ケア個別会議の検討により共有された地域課題の解決や地域資源の形成等を検討する場として、地域ケア推進圏域会議を年1回以上開催し、地域包括ケアシステムの強化・構築に努める。

#### ウ 介護予防個別会議

介護予防・生活支援サービス事業対象者及び要支援者の自立の促進及びQOLの向上のため、市が開催する介護予防個別会議に出席及び協力し、第1号介護予防支援事業の適切かつ効果的な実施に努める。

#### (10) 認知症高齢者見守り事業

かしわオレンジSOSネットワークへの市民・事業所の登録を推進し、徘徊高齢者の早期発見等、地域における認知症高齢者見守り体制を構築する。

#### (11) 認知症サポーター等養成事業

認知症への正しい知識を持ち、地域で認知症の人や家族をゆるやかに見守る認知症サポーターを養成するとともに、かしわオレンジフレンズと連携して各種の普及啓発を進める。

#### (12) 多職種包括訪問事業

栄養、歯科、リハビリテーションの専門職と連携することにより、センター及び居宅介護支援事業所が抱える事例についてのケアマネジメントの向上を目指す。

### 7 人員体制

#### (1) 常勤の職員は次の職を有するものとし、各職種についてそれぞれ1名以上、計〇名配置する。

そのうち1名は統括責任者（センター長）を、1名以上は認知症地域支援推進員を兼ねるものとする。なお、配置人員に欠員が生じた場合は、速やかに代替職員を補充すること。

ア 保健師その他これに準ずる者

イ 社会福祉士その他これに準ずる者

#### ウ 主任介護支援専門員

- (2) 第1号介護予防支援事業に応じて、非常勤の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員を〇名配置すること。
- (3) センター等業務を補助する非常勤の職員を、月12日以内かつ週19.5時間以内の範囲内で1名配置すること。
- (4) 配置職員に変更が生じる場合は、30日前までに市へ「地域包括支援センター職員配置について」をもって報告し、事前承認を得ること。

また、変更後に「地域包括支援センター変更届出書」及び「地域包括支援センター支援システムの利用登録（利用廃止）申請書」並びに市が定める書類を提出すること。

#### 8 業務に要するシステム及び機器の貸与等

##### (1) 機器の貸与・使用

ア 市は、地域包括支援センター支援システムの端末機及びプリンターを貸与する。

イ 貸与された機器は業務以外の用途に使用してはならない。

##### (2) システムの使用

ア 業務履行のために地域包括支援センター支援システムを利用する。

イ システムの使用に際し、市から付与されたIDを利用し、地域包括支援センター支援システムネットワーク運用規約に則り運用するとともに、適正に管理し、その使用状況を記録する。

#### 9 委託業務実施上の留意事項

##### (1) 地域包括ケアシステムの推進

センターの運営に当たっては、センター内の3職種によるチームとしての連携・協働した対応はもちろんのこと、保健・福祉・医療の専門職やボランティアなどさまざまな関係者がそれぞれの能力を生かしながら相互に連携することにより、介護及び医療サービス、ボランティア活動、近隣住民同士の助け合いまで、地域の様々な社会資源を活用した継続的かつ包括的なケアが行われるよう支援することが重要である。

(2) センター職員の人材育成

センターの適切な運営とその実践力の向上のため、市が行う研修のほかセンター内外の各種研修に積極的に参加することにより人材育成に努める。

(3) 事業評価

センター事業の推進を図るため、定期的に評価を行い、必要な措置改善を行うこと。

(4) 苦情対応

センターに対する苦情を受けた場合には、その内容及び対応等を所定の報告書にて、速やかに市に提出すること。

(5) 公正・中立性

センターを運営するに当たり、正当な理由なく特定の事業者・団体・個人を有利に取り扱うことがないよう十分配慮すること。

(6) 個人情報の取扱い

センターの運営上、多くの個人情報を取り扱うこととなるため、次に掲げる事項に留意しなければならない。

ア センターにおける各事業の実施に当たり、各業務の担当者が互いに情報を共有し、その活用を図ることが重要であることに鑑み、予め本人から個人情報を事業目的の範囲内で利用する旨の了解を得ること。

イ 個人情報の取り扱いについては、関係法令（ガイドライン等を含む。）を遵守し、厳重に取り扱うこと。ファイルの保管やシステムの閲覧制限など、セキュリティ管理に十分留意すること。

個人情報を事務室の外部に持ち出す必要がある場合は、持出管理簿を作成し、適正な管理を行うこと。

(7) 危機管理及び非常災害対策

ア 災害等の非常事態の発生に備え、業務継続計画を策定し定期的に見直すとともに、安否確認対象者を把握すること。

イ 災害が発生したときには、利用者及び職員の安全を確保し、市と連携の上、計画に沿った適切な業務の継続、安否確認等を行うこと。



ウ 事業実施中に不慮の事故または急病人が発生した場合は、適切な処置を行い、かかりつけ医や医療機関等と連携して対処するとともに、速やかに参加者の家族及び市に報告すること。

エ 事業実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症対策を講じること。

オ 暴行、威迫する言動等による違法又は不当な行為の要求に対しては、直接警察へ連絡し、その旨を地域包括支援課へ報告すること。

## 1 0 提出書類

- (1) 年度当初に「事業計画書」を提出すること。
- (2) 委託期間満了日までに「事業報告書」及び「精算書」を提出すること。
- (3) センターの各事業について、市の定める様式により翌月10日までに報告書を提出すること。
- (4) その他市の求めに応じてセンター等の運営に関する資料を提出すること。

## 1 1 契約の内容

総価契約とする。ただし、第1号介護予防支援事業により支払いを受けることとなる介護報酬額の算出に係る単価については、次のとおりとする。

項目	単位	単価
ケアマネジメントA	介護予防ケアマネジメントによる介護予防サービス計画の作成1件当たり	「指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第129号)の指定介護予防支援給付費単位数表(以下「単位数表」という。)に規定する介護予防支援費の単位数に、

		「厚生労働大臣が定める一単位の単価」 (平成27年厚生労働省告示第93号)に規定する一単位の単価(以下「一単位の単価」という。)を乗じた額。ただし、単位数表に規定する加算に該当する場合は、当該加算の単位数に一単位の単価を乗じた額を加算する。
ケアマネジメン トC		単位数表に規定する介護予防支援費と初回加算の合計単位数に一単位の単価を乗じた額。

## 1 2 委託料等

### (1) 支払方法

概算払い(年2回)

### (2) 精算方法

#### ア 常勤職員

年度内に実際に要した人件費(給料, 職員手当, 法定福利及び退職手当引当金)により精算を行う。

#### イ 非常勤職員

年度内に実際に要した人件費(賃金, 通勤費及び社会保険料)により精算を行う。ただし, 実際に要した人件費が契約書に定める上限を超える場合は, 上限額での精算とする。

#### ウ 介護報酬費

年度内に支払いを受けた指定介護予防支援及び第1号介護予防支援による収入額により精算を行う。

## 1 3 経理

センターの事業に係る経費と他の事業に係る経費とは明確に区別すること。

#### 1 4 センター職員の処遇改善に係る留意点

委託期間中に市が実施するセンター職員の処遇改善に該当する場合は、次の項目に留意すること。

##### (1) 提出書類

平成31年4月1日制定「柏市地域包括支援センター職員処遇改善事務取扱要領（以下「要領」という。）」に規定する申請書類及び精算に係る書類等を市が定める期日までに提出すること。

##### (2) 支給額の使途

市が決定した支給額は、給料または職員手当として対象職員に支給すること。

##### (3) 事務の取扱い

処遇改善に関する事務は、要領によるものとする。

##### (4) 処遇改善費の返還

処遇改善に関する事務が適切に履行されていないと市が判断する場合、支給した処遇改善費の返還を求める場合がある。

1 5 本案件は、新年度予算の議会の可決を得たとき効力を生じるものとする。ただし、議会の可決を得られないときは、この契約は無効となり、市は損害賠償の責めを負わない。

1 6 本仕様書に定めのない事項を含む疑義については、市と協議の上、決定する。

#### 1 7 担当

住所：柏市柏5丁目8-12 教育福祉会館内

電話：04-7167-2318

FAX：04-7167-8381

柏市保健福祉部地域包括支援課

## 介護予防支援及び総合事業に係るケアマネジメント業務の委託について

### 新規委託事業者の可否について

※「介護予防支援及び総合事業に係るケアマネジメント業務委託指針」に則り、委託の可否を判定する。

- (1) 事業所名：アシストステーションみなと  
所在地：柏市布施1095-22
- (2) 事業所名：我孫子・あおいホームケアサービス  
所在地：千葉県我孫子市柴崎137-1
- (3) 事業所名：やさしい手柏たなか居宅介護支援事業所  
所在地：柏市大室3-17-1

# 新規委託事業者評価シート

事業所名			①アシストステーションみなと	②我孫子・あおいホームケアサービス	③やさしい手拍たなか居宅介護支援事業所	
評価基準	提供時間	a	8時30分～17時15分（前後30分内）で8時間45分/日	a	a	b
		b	始業9時または終業16時45分であるが、8時間/日を超える			
		c	上記以内の営業時間			
	人員体制	a	介護支援専門員1人当たり居宅介護支援数が35件未満	a	b	a
		b	介護支援専門員1人当たり居宅介護支援数が40件未満			
		c	介護支援専門員1人当たり居宅介護支援数が40件を超える			
	苦情対応	a	苦情の受付件数がなく、適切な体制がある	a	a	a
		b	苦情の受付件数はあるが、適切な対応が取られている			
		c	上記に該当しない場合			
総合評価	○	委託可能と判断したもの (審査項目の判定がすべてa, またはaとbの場合)	○	○	○	
	×	委託見合わせと判断したもの (審査項目の判定にcがひとつでもあるなど)				
委託可能時期			令和3年12月	令和3年12月	令和4年2月	